

## 報告事項③

### 宮崎市国民健康保険条例の一部改正について

～出産育児一時金の額の改正～

#### 1 改正の理由

健康保険法施行令等の改正に準じた出産育児一時金等の額の改正を行うため。

#### 2 施行日 令和4年1月1日

#### 3 改正の概要

産科医療補償制度掛金の減額に合わせ、出産育児一時金の額の引上げを行うもの。  
なお、産科医療補償制度対象の場合、掛金を合わせた支給額は420,000円では変更はない。

	改正前	⇒	改正後
出産育児一時金	404,000円		408,000円
産科医療補償制度掛金	16,000円		12,000円

#### 4 出産育児一時金等の支給額の推移

	H18.10.1～	H21.1.1～	H21.10.1～	H27.1.1～	R4.1.1～
出産育児一時金	35万円	35万円	39万円	40万4千円	40万8千円
産科医療補償 制度掛金	—	3万円	3万円	1万6千円	1万2千円
計	35万円	38万円	42万円	42万円	42万円

#### 5 その他

令和2年度の出産育児一時金支給件数341件のうち、95.6%の326件が産科医療補償制度加入の分娩機関で出産（42万円支給）。

※産科医療補償制度対象外：海外出産など

#### 【参考】産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的に平成21年1月に創設された制度。（公財）日本医療機能評価機構が運営している。